

【参考】用語解説

有形固定資産	長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもの。 具体的には、土地、建物など。 計上されている金額は、昭和44年度以降に取得したものの累計額から減価償却の累計額を差し引いた後の金額となっています。
売却可能資産	公共資産のうち、遊休資産や未利用資産など。
投資及び出資金	公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出えん金。
貸付金	住宅新築資金等の貸付金や土地開発公社への貸付金。
長期延滞債権	市税や貸付金・使用料などのうち、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、いまだ収入されていない債権。
回収不能見込額	貸付金や長期延滞債権、未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額。
未収金	市税や貸付金・使用料などのうち、滞納期間が1年未満の債権。
退職手当引当金	職員が当該年度末時点で退職した場合に必要な退職手当額であり、将来職員が退職した時点で支払う必要がある金額。 財政健全化法における将来負担比率と同じ算定方法で算出しています。
賞与引当金	翌年度に支給される賞与のうち当年度に発生した部分。
社会保障給付	生活保護費、児童手当などの扶助費。
他団体への公共資産整備補助金等	県営の土木事業負担金など、公共資産の整備のために他の団体や民間に対して支出した負担金、補助金。
支払利息	地方債の借入に伴い支払った利息。